



空き家ハンドブック

～あなたの空き家 困っていませんか？～

久米島町

空き家・空き地活用相談員

(集落支援員)



目次

1	空き家の所有者になってしまったあなた	P 2
2	空き家予備軍のあなた	P12
3	空き家に関するお役立ち情報	P17
	・ 空き家は早めの対策が重要です	P18
	・ [予防]	P19
	・ [相続／登記]	P20
	・ [制度]	P21
	・ [税金]	P22
	・ [適正管理]	P23
	・ [利活用]	P24
	・ [空き家バンク]	P25
	・ [老朽危険空き家]	P26
	・ [取壊し]	P27
	・ [田畑／山林]	P28
	お気軽に、ご相談ください！	P29
	空き家相談員窓口	P30

空き家の所有者になってしまったあなた
(P2) ^

空き家予備軍のあなた
(P12) ^

久米島の家も、空き家
になって、もう5年。
そろそろ何とかしないと。



実家の両親も高齢だし、
家を継ぐ人も居ないから
近い将来、空き家になって
しまうな。



(義務者)

空き家の所有者になってしまったあなた



(例) 久米島の家も、空き家になって、もう5年。そろそろ何かしないとな。



所有者さん

空き家のままにしているも、維持費用が結構かかるなあ。相続や登記もきちんとしないとね。

… ① P4

こんな家を、利活用（賃貸や売買）できるかわからないなあ。

… ② P5

ずいぶん傷んできたなあ。でも、もう住まない家に修理費用は出したくないよね。

… ③ P6

家の中に家財道具や仏壇が残ったままだし、撤去費用も安くないし、このままだったら、利活用できないよね。

… ④ P7

近所の人目が気になるし、新しく住む人が、ご近所に迷惑をかけると困るよ。

… ⑤ P8

①

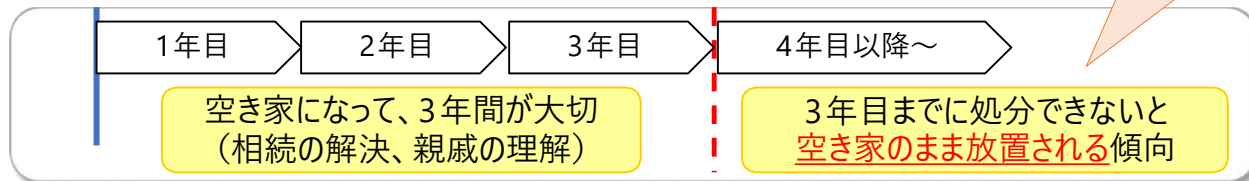
空き家を放置していても、何にも良いことはありません。



- 空き家をただ持っているだけでも、維持管理費用がかかります。
(固定資産税、庭木剪定や除草費用)
- 一般的に空き家は、3年放置すると傷みが出てきます。
(ボイラーや屋根等が壊れたりします。)
- 時間が経つほど、状況は悪化していきます。
(空き家は劣化し、空き家に関心がなくなります。)

相続や登記は、居住している時から、準備しておきましょう。
(詳しくは、**P20**へ)

利活用するには
傷んだ家の改修
が必要。



②

空き家を欲しい人は、たくさんいます。
しかし、物件が不足しています。



空き家バンクに関して、
(詳しくは、**P25**へ)

- 久米島町の空き家数は、155戸(R2年調査時点)あります。
- 久米島町には、空き家を売りたい人(貸したい人)、買いたい人(借りたい人)をつなぐ「**空き家バンク**」があります。(登録・利用には、お金は一切かかりません。)
- 知っていましたか？空き家を探している方は、**137人の登録**があります^(※1)。そのうち半数以上が賃貸物件を探しています。
- 空き家情報バンクに登録され、案内可能な物件は1件(賃貸0件、売買1件)^(※1)と、**物件が少ない**状態です。

※1(R4.1月末現在の統計)

もっともっと空き家の登録が必要です！
あなたの空き家を活用しましょう！

③

空き家バンクに登録された物件は、
改修費等に補助金が利用できます。



・ 空き家活用促進補助金

空き家情報バンクに関して、
(詳しくは、[P25](#)へ)

対象物件	空き家期間が1年以上であること
	築年数20年以上、ただし非木造住宅は25年以上であること
	台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であるもの
申請者	所有者、利用者のどちら様でも申請者となることができます。(1つの物件につき補助は1回のみです。)
補助額	補助額はかかった費用の1/2で、上限は50万円までです。

空き家を放置すると、劣化が進み、多額の修繕費が必要となりますので、早めの対策が重要です。
(詳しくは、[P18](#)へ)

* 補助金の利用に関して、所有者が補助を受けた場合は、3年間空き家バンクに登録することや、利用者が補助を受けた場合は3年間は住み続けること等条件があります。

< 例えば・・・ 賃貸（家賃4万円で3年間）する場合 >

- ・ 灯油ボイラー交換に20万円、床や建具補修、清掃、ゴミ撤去に30万円の合計50万円がかかった ⇒ **補助金が25万円ありますので、自己負担は25万円**となります。
- ・ **家賃4万円で3年間賃貸すると、144万円の収入**となり、上記の自己負担金25万円 + 維持費（固定資産税等）を差し引いても、**少ない負担で空き家を維持**できます。



④

空き家バンクでは、所有者と買主（借主）の相談によって、双方納得した条件が決められます。



費用と手間をかけたくない。

家財撤去には費用がかかるし、まだ捨てたくないさあ。

古い家だから、何か壊れて直してと言われるのもめんどろやっさー。

仏壇が残ってるからねー。

庭木の手入れや、草刈りが大変。



所有者さん

安く借りて、自分で住みやすくしたい。

一部屋を荷物部屋にしてもらっても大丈夫。使える物は使わせて欲しい。

古い家であることは理解して、ある程度は自分で修理します。

仏壇は残っていても位牌や遺影を移してもらえれば大丈夫。人によっては、そのままで気に入らない場合もあります。

自分の庭と思って庭木の手入れや草刈りをします。



家を探している人

一方的な条件ではなく、お互いの希望をすり合せて
話を進めていきます。

⑤

所有者と借主との間でマッチング期間（賃貸）を設けることもできるので、不安を解消できます。



**マッチング期間（賃貸）
のメリットについて**
（詳しくは、P9へ）

お互いの 不安を解消

家の維持管理をして
くれるか心配ね...

空き家を今後ど
うするか決まっ
てないからね...

家を大切に扱っ
てくれるか心配...

家財や仏壇が
残ってるから...

どんな人が借り
るか心配...

地域やご近所
に迷惑をかけな
いか心配...

買い物が遠い、暑さや
台風、久米島の生活
になじめるかしら？

ご近所や地域と
上手くやって
いけるかしら？

田舎暮らしに憧れて家
を買っても、住み続け
られるかしら？



所有者さん

不安

マッチング
期間

不安



家を探している人

（物件購入を前提に）賃貸で1～2年住んでみる期間を「マッチング期間」と言います。

マッチング期間（賃貸）のメリット

① 所有者さんの経済的な負担が減ります。

- 空き家の固定資産税、維持管理費等の費用を、賃貸収入でまかなえます。

② 家の劣化が防げます。

- 家賃収入や空き家バンクの補助金で、家を補修することができるようになります。
- 借主が日常生活を送ることで、家に風が通り、家の劣化を防げ、家の掃除、庭の整備（雑草、庭木の剪定）、防除（害虫駆除）なども行われます。

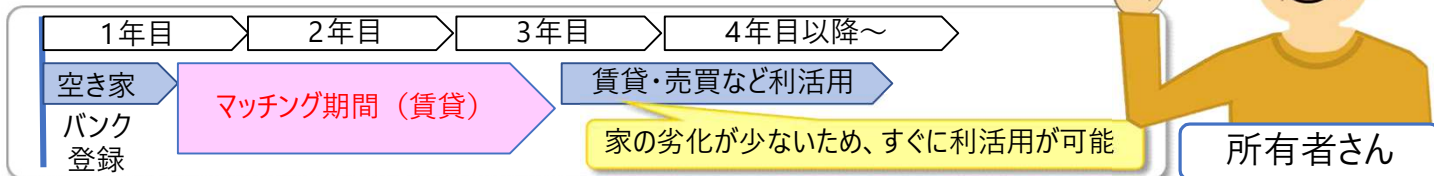
③ 所有者さん、借主の希望にそった柔軟な契約を結べます。

- 家財はそのまま置きっ放し。家財を二階に上げて、一階だけ貸し出しできます。
- 仏壇、お墓はそのまま、お盆などの法事を年に1回、2回行えます。
- その代わりに、借主はできるだけ安い家賃で住むことができます。など。

常識的な
範囲で

④ 次の利活用が容易です。

- 3年経っても、家の劣化が少ないために、次の利活用（賃貸・売買など）でも、自己負担がほとんどなく行うことができます。



よし、空き家バンクに登録してみよう！

* 久米島空家活用相談員に、すぐにご連絡を！



所有者さん

実際に空き家バンクを利用して、実家を賃貸した所有者さんの感想は、[P11](#)へ

空き家のままにしておくと、維持費用が結構かかるなあ。でも、何もきちんとしないとね。 . . . ①

解決

こんな家を、利活用（賃貸や売買）できるかわからないなあ。 . . . ②

解決

ずいぶん傷んできたけど、でも、もう住まないから、費用は出したくないよね。 . . . ③

解決

家の中に家財道具や什物が残ったままだし、撤去費用も安くない。そのままだったら、利活用できないよね。 . . . ④

解決

近所の人目が気になって、新しく住む人がこの家に迷惑をかけると困るよ。 . . . ⑤

解決



所有者Aさんの感想

5年間空き家になっていた実家を、県外から移住されてきたご家族に賃貸されました。

所有者Aさん

賃貸されていかがでしたか？

- 空き家の時は、固定資産税、庭木の管理、虫や動物の駆除など、誰も住まない空き家を所有するだけで、金銭的負担や、近所や地域に迷惑をかけているのではないかと精神的な負担がありました。
- 空き家を賃貸するために、家の修理に約50万円程度かかり、古い家なので想定外の修理費がたまにかかりますが、空き家バンクによる町の補助金が出ましたし、月約4万円の家賃収入によって、金銭的負担は、ほぼ無くなりました。

空き家バンクを利用されていかがでしたか？

- 家の修理に約50万円かかりましたが、25万円の補助金が出たので、自己負担は25万円で済みました。また、借主も月4万円（3年間）で借りてもらい、普通の借家より安いと、お互いに金銭的な負担を軽減でき、助かりました。
- 家財を残したまま（一室に押し込める）、仏壇はそのまま年2回の法要で使わせて貰うなど、お互いの希望をすりあわせながら契約ができたので助かりました。

ご近所の目はいかがでしたか？

最初は、数名から心配されましたが、移住してきた家族は地域の人達から歓迎されて、生活に不慣れな内は、色々地域の皆さんが手伝ってくれて、結果的には良かったと思います。

最後に、ぜひ伝えたいことはありますか？

- 将来的には取壊すしかないと考え、後ろめたい気持ちがあって近づきにくかった実家が、以前のように人の気配が戻り、人が住むことで家の劣化も止まって、家も喜んでいると思います。
- また、移住してきた家族が、まるで自分の息子や娘が増えたようで、生活に張りが出ました。



家を貸すことで、金銭的、精神的な負担の軽減となった以上に、人と新しい出会いが、所有者さんだけでなく、地域の皆さまに良い影響を与えたようですね。

空き家予備軍のあなた



息子・娘さん

実家の両親も高齢だし、家を継ぐ人もいないから、近い将来、空き家になってしまうね。



息子さん

まだまだ両親も健在だし、相続の話は面倒だから、先延ばししても大丈夫よね。

… ① P14

空き家になった後のことについては、空き家になってから考えればいいよね。

… ② P15

①

所有者が亡くなられてからの手続きは、とても大変になる場合があります。



将来的に利活用や取り壊しを行うためには、相続問題の解決と、登記を正しておく必要があります。

- 所有者が亡くなってからの手続きは、大きな費用、大変な手間が必要になる場合があります。（詳しくは、**【相続 / 登記】 P20**へ）
 - （例）所有者がご健在であれば、子供、孫だけで済んだのに、亡くなってからは、祖父、祖母の家系まで調査しなければならなくなってしまった。
（多額の調査費用、手間のかかる音信不通の親族の調査）
 - （例）所有者が認知症になってしまったために、成年後見人の手続きが必要になってしまった。（追加費用の発生）
- 相続放棄する場合、所有者が亡くなられてから、3か月以内に申請する必要があります。それを過ぎますと相続放棄ができなくなります。

※ 2024年4月からは改正民法が施行され、相続から3年以内に登記しないと違法となり、過料が科される場合があります。

（必ず一度はやらなければならないことです。早めにご家族で相談ください。）

②

空き家は、「所有」するか、「利活用」するかの二択です。早めの対応が重要です。



「所有」：費用は全て所有者の負担として、のしかかります。

- 「適正管理」や「取壊し」を行う必要があります。
- 管理を適正に行わないと、家は急激に傷み、近隣住民の方に多大な迷惑をかけることになります。
- 最終的には“危険空き家”として認定され、行政からの勧告など、所有者の責任は最後まで追及され続けます。

空き家を放置すると、劣化が進みますので、早めの対応が重要です。
(詳しくは、**P18**へ)

「利活用」：賃貸料や売却益で、所有者の負担軽減になります。

- 「賃貸」や「売買」を行います。
- 久米島町の空き家バンクへの登録をお勧めします。
- 「賃貸」のお勧め
 - 空き家は持っているだけで、固定資産税、維持管理費用がかかる上に、人が住まないと、どうしても家に湿気がこもり、家の劣化が進んでしまいます。
 - 賃貸をすることで、その収入によって金銭的負担も軽減され、人が住むことで家に風が通り、家の劣化が軽減されます。
 - まだ物件を手放したくないという方は、「賃貸」をお勧めします。

空き家バンクに関して、
(詳しくは、**P25**へ)

今から相続と登記について家族で相談した方がよさそうね。将来、空き家をどうするかも、今から決めておこうね。



息子さん

まだまだ両親も健在が、相続の話は面倒だから、先延ばししても大丈夫。

解決

… ①

空き家になった後の相続は、空き家になってから考えればいっちゃいい。

解決

… ②

空き家を所有する不安や利活用に関しては、「空き家の所有者になってしまったあなた」(P2)をご覧ください。

空き家の所有者になってしまったあなた



空き家に関するお役立ち情報

空き家に関するお役立ち情報を集めました。
空き家で、困ったことに直面したら、こちらを参考にしてみてください。

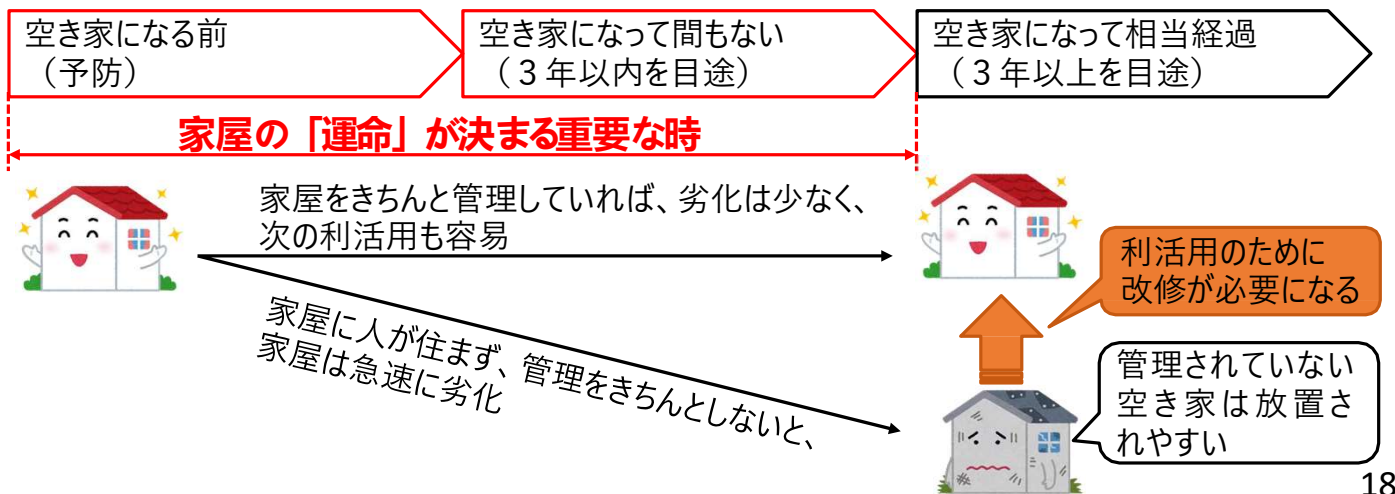
✓ (P19) 空き家は早めの対策が重要です

- ✓ (P19) [予防] . . . 空き家になる前から対策しましょう！
- ✓ (P20) [相続／登記] 一度はやらなければならないことです。
- ✓ (P21) [制度] 相続は揉めやすい、そのために
- ✓ (P22) [税金] . . . 固定資産税の軽減や控除に関する情報です。
- ✓ (P23) [適正管理] 所有者が適正管理の負担を負います。
- ✓ (P24) [利活用] . . . 空き家所有の負担を軽減できます。
- ✓ (P25) [空き家バンク]
. 空き家を活用しよう！補助金もあります。
- ✓ (P26) [老朽危険空き家]
. 勧告を受けると固定資産税の軽減が無くなります。
- ✓ (P27) [取壊し] . . . 処分方法や費用の目安を掲載しています。
- ✓ (P28) [田畑／山林] 田畑は自由に売買できません。



空き家は、早めの対策が重要です

- 空き家は、人が住まなくなると急激に劣化していきます。
- 空き家になって間もないおよそ3年以内が「**空き家の運命**」が**決まる重要な時期**で、早めにご家族で話し合い、利活用（賃貸や売買）や適正管理を行うことで、空き家の有効活用の道が大きく開けます。
- 一方で、空き家を3年以上放置してしまうと、その後、利活用（賃貸や売買）をしたくても多額の改修費がかかるため、結果的に全て自己負担で家を取り壊すしかない状況になってしまいます。さらに、そのまま放置されやすく、将来的に“**老朽危険空き家**”となってしまうリスクが高くなります。（それでも所有者の責任は、追及され続けます。）



[予防] 空き家になる前の対策

あなたも空き家の所有者（管理者）になるかもしれません。

- ✓ 親が亡くなり、実家を相続することになった。
- ✓ 親が施設に入ることになった。
- ✓ 転勤になり家族で引っ越すことになった。など

居住しているときから、空き家になった時のことを家族で考えておきましょう。

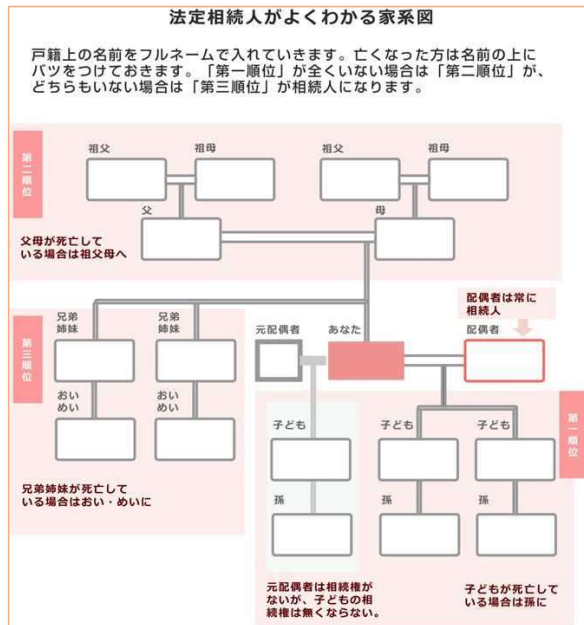
項目		参照ページ	
相続や税金について	誰が相続人になるのか決めましょう。	[相続／登記]	P20
	利活用（売却）するためには、登記が正しく登録する必要があります。登記は先々代のままという場合がありますので一度ご確認ください。		
	誰が税金（固定資産税）を支払うか決めましょう。	[税金]	P22
	家の管理費用についてもご確認ください。誰も住まなくても、草刈り、防除等の管理費用、台風や雪による修理費用等を、所有者が負担しなくてはなりません。	[適正管理]	P23
空き家になる場合の対応	空き家を「利活用」する場合	[利活用]	P24
		[空き家バンク]	P25
	空き家を「所有」する場合	[適正管理]	P23
		[取壊し]	P27

[相続／登記] 相続と登記は今後義務になります。

自分の意思とは関係なく空き家を相続します。

- 自分の意思とは関係なく「相続」という原因により、空き家の所有者になることがあります。「相続」とは、人が亡くなったときに財産を承継する制度です。
- 相続放棄する場合、所有者が亡くなってから、3か月以内に申請する必要があります。それを過ぎますと相続放棄ができなくなります。

相続した空き家の相続手続きを済ませましょう。



- 亡くなった方の名義のままでは、空き家を売却できません。登記の名義変更を行う必要があります。
- 各相続人には法定相続分があり、遺産分割協議をしない場合は、各相続人の持分割合により、相続登記をすることになります。
(手続費用の目安 15 万円)
- 遺産分割協議をすれば、特定の相続人の単有名義や特定の相続人の共有名義にできます。話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所で遺産分割調停によって解決できます。
- 相続人の1人が認知症の場合には、家庭裁判所に成年後見人等を選任してもらい相続手続きを進める必要があります。〔成年後見制度〕
(手続費用の目安 10 万円)

[制度] 相続は揉めやすい。そのために

遺された家族は悲しみの中、しなければいけないことがいっぱい。
そんな中で、遺された財産の分割協議をしなければいけません。
少しでも家族の負担を軽減するために新しくできた制度は・・・

自筆遺言書の法務局保管制度

自筆の遺言書を法務局で保管する制度が令和2年より開始されています。
法務局で保管することにより、改ざんや不備などの危険がなく**効果は今までの公正証書遺言と同じ**です。
従前の公正証書遺言書とは違い、**手間や費用が抑えられます**。

家族信託の登記

親子間で物件や資産の管理・運用を託す契約を締結し、契約書に基づいて物件や資産の管理・運用を親から子に託す制度。
相続が発生した場合、**契約書で予め指定した人物が物件等を相続**することもできるので、遺言の性質もあります。また、**認知症などを発症した場合**でも、有効です。

[税金] 空き家を放置していると税金があがるかも

固定資産税について

- 土地や建物をもっていると固定資産税がかかります。固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人が市に収める税金です。
- **住宅は、その土地の固定資産税が軽減**されています。
- **住宅用地の特例措置**

面積	固定資産税の課税標準額
住宅1戸につき200㎡まで	評価額 × 1/6
住宅1戸につき200㎡を超えた部分	評価額 × 1/3

★ **老朽危険空き家の勧告を受けると、固定資産税は上がります！**

- 老朽危険空き家（特定空き家等）と判断されて市から勧告を受けると、特定空き家等のその敷地は、固定資産税の住宅用地特例による税の軽減されなくなるため、結果的に固定資産税が上がります。

（お問合せ） 税務課 098-985-7127

相続で取得した空き家を譲渡して得た所得は、税金の控除が受けられます。

- 空き家の譲渡所得の特別控除に係る被相続人居住用家屋等確認書の交付
- 相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除できますので、確認書の交付を受けてください。

（お問合せ） 税務課 098-985-7127

那覇北税務署 098-877-1324(自動音声)

[適正管理] 管理する事で長持ちさせましょう。

自分でできる適正管理

	確認項目	確認内容	チェック
内部 管理	① 通風・換気	すべての窓・収納扉の開放、換気扇の運転	<input type="checkbox"/>
	② 通水	各蛇口の通水、各排水口に水を流す（防臭、防虫）	<input type="checkbox"/>
	③ 清掃	室内の簡単な清掃	<input type="checkbox"/>
外部 管理	④ 郵便物整理	ポスト、玄関への郵便物・配布物の整理	<input type="checkbox"/>
	⑤ 敷地内清掃	落ち葉やごみの掃除	<input type="checkbox"/>
	⑥ 庭木剪定、除草	庭木の剪定・消毒、枝やツルの剪定、除草清掃	<input type="checkbox"/>
点検	⑦ 雨漏りの有無	すべての部屋に雨漏りがないかチェック	<input type="checkbox"/>
	⑧ 建物の傷み	建物に傷んでいるところはないかチェック	<input type="checkbox"/>
	⑨ 設備の傷み	水漏れなどがいないかチェック	<input type="checkbox"/>

自分で適正管理が難しい場合

- ・ 久米島町空き家・空き地相談員（集落支援員）に相談ください。



[利活用] 管理に手間をかけないために。

利活用とは、「賃貸」や「売買」を行うことです。

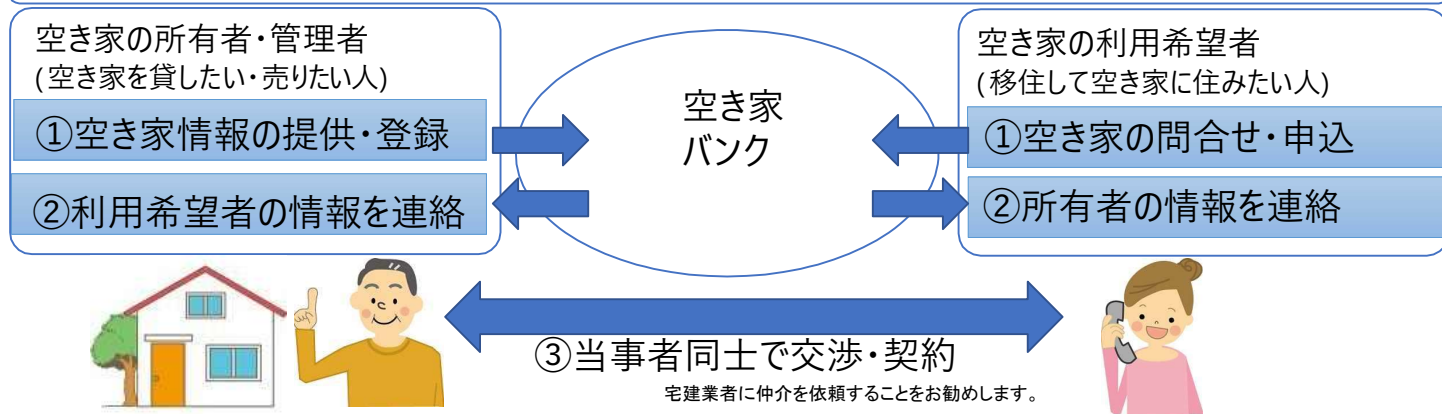
- 空き家は所有するだけで、固定資産税の支払い、適正管理、取壊し等、全ての費用が所有者の負担となってしまいますが、「賃貸」や「売買」によって得られる賃貸料や売却益で、所有者の負担軽減になります。
- 利活用（賃貸、売買）するには、不動産会社又は空き家情報バンクを活用する方法があります。

久米島町の空き家バンクへの登録をお勧めします。

- 利活用があまり進まない原因として、下記のような状況があります。
 - ✓ 家屋を手放すことは祖先に申し訳ない。神仏、故人にまつわる遺品などの処分が困難。
 - ✓ 知らない人に賃貸・売買することへの抵抗感がある。人の噂やいやな思いを避けたい。
 - ✓ 家財道具が多く、片付けや処分が困難である。
 - ✓ 利活用に（賃貸・売買）のための家屋の改修費用や取壊し費用を負担できない。
- 空き家バンクは、所有者のこのような状況を考慮しながら、買主（借主）との条件を、丁寧に調整しながら、決めていきますので、是非一度、ご相談ください。
- まだ物件を手放したくないという方は、「賃貸」をお勧めします。
 - ✓ 賃貸収入によって金銭的負担も軽減され、人が住む事で家に風が通り、家の劣化が軽減されます。

[空き家バンク] 無料で利用できます。

空き家情報バンク相関図



空き家バンク登録物件は「空家活用促進補助金」を活用できます

対象物件	空き家期間が1年以上であること
	築年数20年以上、ただし非木造住宅は25年以上であること
	台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であるもの
申請者	所有者、利用者のどちら様でも申請者となることができます。(1つの物件につき補助は1回のみです。)
補助額	補助額はかかった費用の1/2で、上限は50万円までです。

[老朽危険空き家] 認定される前に手を打ちましょう。

老朽危険空き家（特定空き家等）の認定

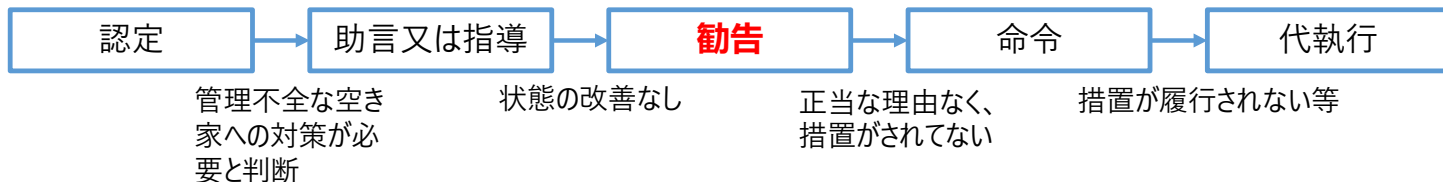
- そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われなにより著しく景観を損なっている状態
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると判断されると、法令に基づく「老朽危険空き家」（特定空き家等）と認定されます。

認定後の措置

- 老朽危険空き家として認められると、所有者等に対し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を行うよう「空家等対策の推進に関する特別措置法」の第14条に基づき、**助言**又は**指導**、**勧告**、**命令**などによって、必要な措置をとることを求められます。

町から**勧告**を受けると、結果的に**固定資産税が上がります**。

- 固定資産税の住宅用地特例による税の軽減がなくなります。



※空き家がある限り、所有者の責任はまぬがれません。

[取壊し] 地域に迷惑をかけないために。

空き家の取壊し

- 空き家は適正に管理されないままに放置されると、急激に劣化が進みます。大変状態の悪い空き家は、利活用（賃貸・売買）するにも多額の修理費用がかかり、適正管理も困難になります。このような空き家は、“取壊し”を行い、駐車場や借地など土地を有効に活かすことも検討しましょう。

取壊し費用の目安

- 木造：1万円から4万円／坪
- 鉄骨造：2万円から5万円／坪
- 鉄骨コンクリート造：3万円から6万円／坪

家財道具の整理、処分

- 市のごみ出しルールを守りましょう。
- 粗大ごみは“久米島クリーンセンター（098-896-8266）”に持ち込むことができます。
- 自分で処分できない場合は、民間業者に処分を委託することができます。

仏壇や墓の処分

- 仏壇は、「魂抜き」などの法要を行って、他の家財と同様に処分するとよいでしょう。
- 久米島町では納骨堂施設が整備されました。利用に際しては、「久米島町役場環境保全課」にご連絡ください。

[田畑／山林] 農地の譲渡には注意が必要です。

農地（田畑）を売買等をするには許可が必要です。

- 農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。
- 主な認可基準（すべてを満たす必要があります）
 - 所有（借用）している農地のすべてを効率的に耕作すること。
 - 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。
 - 耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。
 - 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

※ 詳しくは、久米島町農業委員会にお問合せください。

098-985-7134

お気軽に、ご相談ください！

久米島町の企画財政課への相談

- 空き家の相続に関しては、名義変更、税金、各相続人の争いなど、様々な問題があることから、弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、税理士、建築士、不動産会社、建築・土木会社などの専門家を紹介します。

(例えば)

- 相続について各相続人に争いがある、弁護士に相談
- 相続登記をすることがご自身で難しい場合、司法書士に相談
- 税金に関することは、税理士に相談
- 空き家の取壊しについては、解体業者に相談

空き家・空き地活用相談員（集落支援員）への相談

- 空き家バンク登録物件の増加につなげる橋渡しや利活用の相談を行うため、空き家・空き地活用相談員を設けております。何か空き家のことで悩んでおられることがあれば、この空き家・空き地活用相談員にご相談ください。（地区の空き家・空き地活用相談員の方がわからない場合は、企画財政課までご連絡ください。）

空き家・空き地活用相談窓口

空き家・空き地活用相談員（集落支援員）

暫くは、久米島島ぐらしコンシェルジュ内で活動しております。
下記連絡先にご連絡いただき、空き家・空き地活用相談員をお呼び出してください。

久米島町真謝20 コワーキングスペース仲原家内

TEL/FAX:098-894-6488 日曜・月曜・祝日 休業

営業時間:10:00~16:00



あなたの移住定住を応援します／

移住定住応援サイト「島ぐらしガイド」

<http://shimagurashi.net/>

久米島町空き家バンクに関するお問合せ

久米島町空き家バンクのホームページ

http://shimagurashi.net/house/house_serch/

E-mailでのお問合せはこちらへ

info@shimagurashi.net



<担当課> 久米島町役場 企画財政課（庁舎 2階）

〒901-3193 久米島町字比嘉2870番地

TEL：098-985-7122

FAX：098-985-7080





く

(暮)らしてきた思い出の**空き家**です。

め

(目)に見えぬところで**傷**んでしまう前に。

じ

ぶん(自分)がやらずに誰がやる。

ま

ん(満)足できる**空き家**活用。